

総点検にあたっての整理すべき事項

（外務省）

<p>1. 監督権限に基づき実施している具体的取組</p> <p>(1)法人に対する適切な指導監督等を強力に推進していくため、法人に対する立入検査を定期検査と臨時検査に分け、定期検査は原則として1法人につき、3年に1回の割合で検査を実施することとし、不正な手段で理事が入れ替わったり、目的外の事業を行ったりする事態を招来することがないように、法人の管理・運営状況等を十分に把握するように努めている。</p> <p>なお、官房総務課においては、公益法人の指導監督等の推進体制、設立許可及び指導監督基準等の閣議決定又は関係閣僚会議幹事会申合わせ等について、これを「所管公益法人関係主要基準・運用方針等」の冊子として法人を所管する関係各課（室）に配布し、全省的に統一かつ適正な法人行政が行われるように努めている。</p> <p>(2)事業計画書及び収支予算書、事業概要報告書及び収支決算書等の報告・届出書類の定期・随時のチェックをし、問題が認められる場合は、その改善を指導している。</p>	
<p>2. 点検を実施するに当たって判断のもととする具体的基準</p> <p>民業圧迫・ユーザー利益の阻害</p> <p>「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用について」（以下「指導監督基準等」という。）に基づいている。</p>	<p>対象 239法人</p> <p>0</p> <p>× 0</p>
<p>目的と活動との整合・適切な情報公開</p> <p>「指導監督基準等」に基づいている。</p> <p>なお、個別の法人に対する点検については、法人を所管する関係各課（室）において、法人に対する立入検査及び毎会計年度に提出される事業計画書及び収支予算書、事業概要報告書及び収支決算書によりその業務内容を把握し、目的と活動の整合性を確認している。</p>	<p>（目的） 4</p> <p>× 1</p> <p>（公開） 4</p> <p>× 5</p>
<p>高額な役員報酬・退職金</p> <p>「指導監督基準等」に基づいている。</p>	<p>0</p> <p>× 0</p>
<p>委託先・発注先選定の公正性</p> <p>公益法人の行う事業に関し、経済性及び効率性を考慮に入れて委託先・発注先の選定を行っているかとの観点から点検を実施した。</p> <p>また、委託先や発注先となる企業について、当該公益法人の役員が当該企業の役員を兼務している場合、当該公益法人の役員の親族が経営している企業である場合においては、当該企業を委託先や発注先として選定することに合理的な理由があるかという点も点検の基準とした。</p>	<p>1</p> <p>× 0</p>